

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

人類史上初めて核兵器の禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連会議で2017年7月7日、国連加盟国の6割を超える122カ国・地域の賛成で採択されました。

核兵器禁止条約は、その前文に「核兵器の使用による被害者（ヒバクシャ）ならびに核兵器の実験によって影響を受けた人々に引き起こされる受け入れがたい苦痛と被害に留意」することが盛り込まれており、締約国に核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用だけでなく、核兵器による威嚇も禁じている画期的なもので、核保有国が条約に参加する道もつくられています。

速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」には、10月10日現在で875の自治体の首長が賛同し、本市の市長及び議長も賛同署名しています。また、本市が副会長を務め、11月1日現在で世界の162カ国・地域の7,469都市が加盟する平和首長会議も、核兵器禁止条約の早期締結を求める取り組みを進めています。8月9日の「長崎平和宣言」にあるとおり、安全保障上、核兵器が必要だと言い続ける限り、核の脅威はなくなりません。

本年9月20日から核兵器禁止条約への署名が始まり、既に50カ国以上が署名しており、本条約は50カ国が批准してから90日後に発効します。

我が国には、核兵器のない世界を目指してリーダーシップをとり、核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務めると、みずから明言したとおりの行動が求められます。

よって、国におかれては、唯一の戦争被爆国として一日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行い、それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年12月14日

長 崎 市 議 会